

対象者一覧		【手数料軽減に関する内容】に記載する条・号・号の細分	手数料の負担割合	
中小企業 (会社) (個人事業主)	(製造業等)	特許法施行令第10条第1号イ	1/2	
	(卸売業)	特許法施行令第10条第1号ロ		
	(サービス業)	特許法施行令第10条第1号ハ		
	(小売業)	特許法施行令第10条第1号ニ		
	(ゴム製品製造業)	特許法施行令第10条第1号ホ		
	(ソフトウェア業又は情報処理サービス業)	特許法施行令第10条第1号ヘ		
	(旅館業)	特許法施行令第10条第1号ト		
中小企業 (組合・NPO法人)	(企業組合)	特許法施行令第10条第1号チ		
	(協業組合)	特許法施行令第10条第1号リ		
	(事業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ヌ		
	(農業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ル		
	(漁業協同組合等)	特許法施行令第10条第1号ヲ		
	(森林組合等)	特許法施行令第10条第1号ワ		
	(商工組合等)	特許法施行令第10条第1号カ		
	(商店街振興組合等)	特許法施行令第10条第1号ヨ		
	(消費生活協同組合等)	特許法施行令第10条第1号タ		
	(酒造組合等)	特許法施行令第10条第1号レ		
	(NPO法人)	特許法施行令第10条第1号ソ		
研究開発型中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)	(試験研究費等比率が3%超の個人事業主)	特許法施行令第10条第2号イ	1/2	
	(試験研究費等比率が3%超の会社・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ロ		
	(科技イノベ活性化法の指定補助金等を交付された会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ハ		
	(経営強化法の経営革新事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ニ		
	(経営強化法の異分野連携事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ホ		
	(ものづくり法の計画を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人)	特許法施行令第10条第2号ヘ		
アカデミック・ ディスカウント	(大学等の研究者)	特許法施行令第10条第3号イ	1/2	
	(大学等)	特許法施行令第10条第3号ロ		
承認 TLO		特許法施行令第10条第3号ハ		
独立行政法人等		特許法施行令第10条第3号ニ		
試験独法関連 TLO		特許法施行令第10条第3号ホ		
公設試験研究機関を設置する者		特許法施行令第10条第3号ヘ		
地方独立行政法人		特許法施行令第10条第3号ト		
小規模企業 (法人・個人事業主)	(従業員20人以下の個人事業主)	特許法施行令第10条第4号イ		1/3
	(従業員20人以下の法人)	特許法施行令第10条第4号ロ		
中小スタートアップ企業 (法人・個人事業主)	(事業開始後10年未満の個人事業主)	特許法施行令第10条第5号イ		1/3
	(設立後10年未満の法人)	特許法施行令第10条第5号ロ		
福島関連中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)		特許法施行令第10条第6号	1/4	